



滋 健 福 政 第 11 号
令和7年(2025年)1月21日

滋賀県社会福祉審議会
委員長 市川 忠稔 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県地域福祉支援計画の策定について(諮問)

本県では、社会福祉法第108条に基づき、県内の市町地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項について、令和3年10月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、計画期間を5年間として地域福祉の支援に取り組んでいるところです。

少子高齢化の進展や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、さらに、これまでの福祉サービスでは対応が難しい複合・複雑化した地域生活課題への対応が求められる中、誰もが自分らしく幸せを感じることができる滋賀を実現するためには、国における孤独・孤立対策推進法の施行や、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布などに的確に対応し、地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

つきましては、本県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向を定め、今後とも市町の地域福祉を支援していくため、計画期間を令和8年度から令和12年度の5年間とする新たな地域福祉支援計画を策定するにあたり、社会福祉法第7条第2項に基づき、貴審議会の意見を求めます。